

添付図書一覧（申請図書は以下の順にて添付してください。）

| 図書の種類 | 明示すべき事項 | | 備考 |
|-----------|---|---|------------------------|
| 委任状 | 建築物省エネ法の認定申請の委任内容。 | | 参考様式 |
| 設計内容説明書 | 建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることの説明 | | |
| 各種計算書 | 建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容 | | 一次エネルギー消費量計算結果・外皮計算結果等 |
| 付近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物。 | | |
| 配置図 | 縮尺及び方位。敷地境界線。敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別。空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備（以下この表において「エネルギー消費性能確保設備」という。）の位置。 | | |
| 仕様書（仕上げ表） | 部材の種別及び寸法。エネルギー消費性能確保設備の種別。 | | |
| 各階平面図 | 縮尺及び方位。間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ。壁の位置及び種類。開口部の位置及び構造。エネルギー消費性能確保設備の位置。 | | |
| 床面積求積図 | 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式。 | | |
| 用途別床面積表 | 用途別の床面積。 | | |
| 立面図 | 縮尺。外壁及び開口部の位置。エネルギー消費性能確保設備の位置。 | | |
| 断面図及び矩計図 | 縮尺。建築物の高さ。外壁及び屋根の構造。軒の高さ並びに軒及びひさしの出。小屋裏の構造、各階の天井の高さ及び構造。床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造。 | | |
| 各部詳細図 | 縮尺。外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法。 | | |
| 機器表 | 空気調和設備 | 熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種別、仕様及び数。 | |
| | 空気調和設備以外の機械換気設備 | 給気機、排気機その他これらに類する設備の種別、仕様及び数。 | |
| | 照明設備 | 照明設備の種別、仕様及び数。 | |
| | 給湯設備 | 給湯設備の種別、仕様及び数。太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数。節湯器具の種別及び数。 | |
| | 空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備 | 空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備の種別、仕様及び数。 | |

| | | | |
|-------|--|---|--|
| 仕様書 | 昇降機 | 昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法。 | |
| 系統図 | 空気調和設備 | 空気調和設備の位置及び連結先。 | |
| | 空気調和設備以外の機械換気設備 | 空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先。 | |
| | 給湯設備 | 給湯設備の位置及び連結先。 | |
| | 空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備 | 空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備の位置及び連結先。 | |
| 各階平面図 | 空気調和設備 | 縮尺。空気調和設備の有効範囲。熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置。 | |
| | 空気調和設備以外の機械換気設備 | 縮尺。給気機、排気機その他これらに類する設備の位置 | |
| | 照明設備 | 縮尺。照明設備の位置。 | |
| | 給湯設備 | 縮尺。給湯設備の位置。配管に講じた保温のための措置。節湯器具の位置。 | |
| | 昇降機 | 縮尺。位置。 | |
| | 空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備 | 縮尺。位置。 | |
| 制御図 | 空気調和設備 | 空気調和設備の制御方法 | |
| | 空気調和設備以外の機械換気設備 | 空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法 | |
| | 照明設備 | 照明設備の制御方法 | |
| | 給湯設備 | 給湯設備の制御方法 | |
| | 空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備 | 空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備の制御方法 | |
| その他 | 確保計画が建築物の増築又は改築に係るものである場合にあっては、当該確保計画に係る建築物の部分が現に存することとなった日を証する図書又はその写し。 | 増築又は改築の場合 | |
| | 設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に規定する断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は5（平成28年4月1日において現に存する建築物については、同告示に規定する一次エネルギー消費量等級3、4又は5）が表示されているものに限る。）の交付を受けた場合にあっては、当該設計住宅性能評価書の写し | 添付した場合は各種計算書の添付不要 | |
| | 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28 | 届出の場合の | |

| | | |
|--|---|-----------------------------|
| | <p>年国土交通省告示第489号)に基づく第三者認証のうち、一般社団法人住宅性能評価・表示協会が定めた建築物省エネ法第7条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度のための第三者機関による評価業務実施指針に基づくBELS評価書(建築物全体を評価したものであって、法第2条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合しているものに限る)の交付を受けた場合にあつては、当該評価書の写し</p> | <p>み(添付した場合は各種計算書の添付不要)</p> |
|--|---|-----------------------------|

正本に添付する図書にあつては、当該図書に設計者の記名及び押印が必要です。(届出書には押印不要)

表中の図書の種類については、明示すべき事項を他の図書に明示したときは省略することができます。

仕様書・機器表等については、使用する機器等のカタログを添付した場合は省略することができます。